

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年12月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400366号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400017号

第1 結論

昭和41年*月から昭和44年3月までの請求期間及び昭和48年4月から昭和50年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年*月から昭和44年3月まで
② 昭和48年4月から昭和50年10月まで

請求期間①については、学生だったため、昭和41年*月頃に実家の父が加入手続をし、毎月国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、記録を訂正してほしい。請求期間②については、A市に住んでいたが、毎月、集金に来てくれていた方に国民年金保険料を支払っていたため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると請求者の国民年金番号「*」(現在は、基礎年金番号に統合済み。)は、昭和44年5月7日にB町(現在は、C市)で払い出され、オンライン記録により、その資格取得年月日が同年4月1日であることが確認できることから、請求期間①より後に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が20歳となった昭和41年*月*日から前述の国民年金番号が払い出されるまでの間にB町で払い出された国民年金番号を上記払出簿で確認したが、請求者の氏名は見当たらなかった。

さらに、請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができないほか、請求者は、加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

加えて、C市は、請求者に係る国民年金の納付状況については、記録がないため確認できない旨回答している。

なお、請求期間①当時、請求者は学生だったと主張しているところ、当該期間は、学生は任意加入被保険者になると規定され、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていた。

- 2 請求期間②について、請求者はA市において集金人に国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、国民年金被保険者台帳及び払出簿により、A市において昭和50年11月19日に厚生年金保険被保険者の配偶者として任意加入し国民年金番号「*」が払い出されていることが確認できるところ、任意加入被保険者については、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていたことから、当該国民年金番号において、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間②のうち昭和48年4月1日から昭和49年3月31日までの期間については、改製原附票によりD町に住所登録されていたことが確認できるところ、当該期間のD町に係る払出簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらなかった。

さらに、E市、D町及びA市は、請求者に係る国民年金の納付状況については、記録がないため確認できない旨回答している。

なお、請求者は、昭和44年4月に教員になってからはE市に居住していた旨陳述しているところ、国民年金番号「*」に係るオンライン記録では、平成17年5月13日付で住所の記録をE市からD町に変更されているほか、改製原附票により、昭和46年5月2日にD町に住所を移転して以降、E市に住所を移転した記録はないことから、請求者が請求期間②当時に居住していた住所地には当該国民年金番号に係る納付書は届かなかったことが推認される。

- 3 請求者の氏名について、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったものの、請求者に前述の2つの国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された記録は確認できない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。